

豊浦地区体育施設の予約方法と使用料について

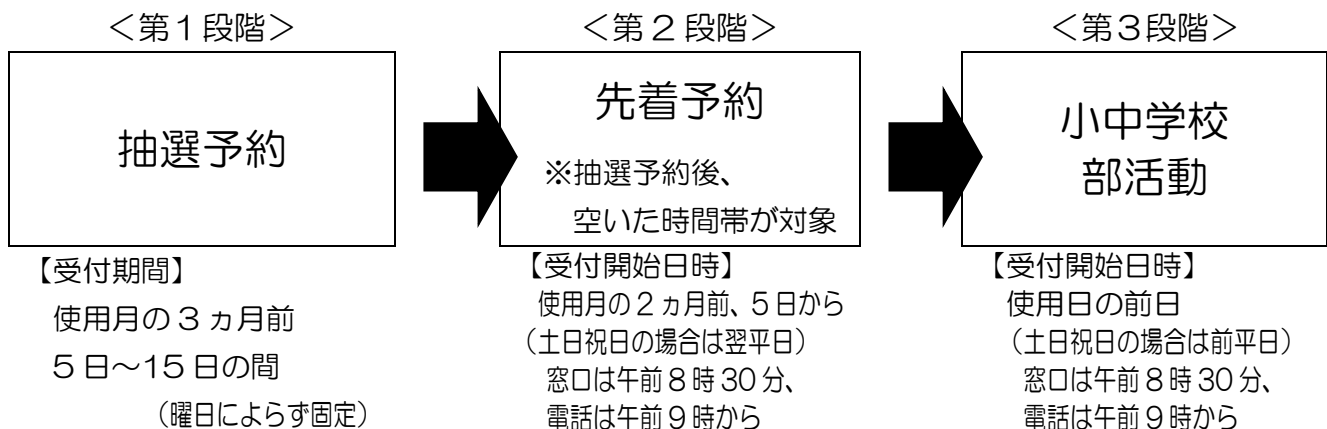
1 対象施設について

ここに記載されている方法で予約できる施設は、以下のとおりです。

- ・ 真木山中央公園野球場、ゲートボール場（屋外）、多目的練習場（屋内）
- ・ 豊浦総合運動施設多目的グラウンド、テニスコート、キャンプ場
- ・ 豊浦体育センター

2 申請方法について

★下記の3段階で予約を受付します。



＜第1段階＞抽選予約

(1)申込方法について

「抽選予約申込用紙」に必要事項を記入の上、豊浦地区公民館へ提出してください。

「抽選予約申込用紙」は予約受付期間中に公民館窓口および新発田市のホームページに掲載します (<http://www.city.shibata.niigata.jp/>)。

抽選予約の申込方法は「申込用紙の提出」のみとなります（電話不可）。窓口への直接提出の他、郵送、FAX、Eメール等でお送りいただいてもかまいません。

※ただし、受付期間内に用紙が届くようにしてください（受付期間は次頁に掲載）。

○提出先：新発田市豊浦地区公民館
〒959-2323 新潟県新発田市乙次 26-2
TEL：0254-22-2081
FAX：0254-26-5522
E-mail：t-kominkan@city.shibata.lg.jp

(2)受付期間について

使用する月の3ヵ月前、5日～15日の間(曜日によらず固定)。

使用する月	抽選予約受付期間
4月	1月5日～15日
5月	2月5日～15日
6月	3月5日～15日
7月	4月5日～15日
8月	5月5日～15日
9月	6月5日～15日
10月	7月5日～15日
11月	8月5日～15日
12月	9月5日～15日
1月	10月5日～15日
2月	11月5日～15日
3月	12月5日～15日

(3)注意点について

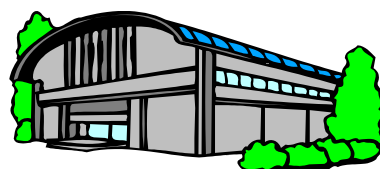
- ①抽選に申し込んだすべての希望日に対し、当選する可能性があります。
- ②使用料は、抽選に当たった時点で発生します。また抽選後、「当選した日のキャンセル」等の
使用者側の都合による場合は、使用料の減額・免除に応じることはできません。
ただし、先着予約の受付開始日から、使用日及び使用時間の変更ができます(詳しくは先着予約の受付方法をご覧ください)。
- ③施設の使用権利(予約日等)を、他団体へ譲渡することはできません。
- ④1団体が1ヵ月につき申し込みできるのは1施設のみで、最大8コマ(使用8回分)までです。
- ⑤小中学校による部活動は、抽選予約に申し込むことはできません。

(4)抽選結果について

抽選結果は郵送します。抽選後、同月の25日までに発送します。
なお、発送までは、抽選結果を電話等で確認することはできません。

(5)抽選結果到着後について

公民館にて「使用申請書の提出」と、「使用料の納入」をお願いします。
さらに予約を追加したい場合は、第2段階の『先着予約』をご利用ください。



＜第2段階＞先着予約

(1)申込方法について

抽選予約終了後、空いている時間帯については、先着で予約を受け付けします。

公民館窓口にて「使用申請書」を記入し、ご提出ください。また、電話(TEL:0254-22-2081)での予約も可能です。ただし、この場合は、使用前までに公民館窓口にて「使用申請書」を記入し、ご提出ください。

(2)受付開始日について

使用する月の2カ月前、5日(土日祝日の場合は翌平日)から。

使用する月	先着予約受付開始日
4月	2月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
5月	3月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
6月	4月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
7月	5月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
8月	6月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
9月	7月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
10月	8月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
11月	9月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
12月	10月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
1月	11月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
2月	12月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
3月	1月の5日(土日祝日の場合は翌平日)
【受付開始日の開始時間】	
直接来館による窓口申請：午前8時30分から	
電話による申込：午前9時から	

開始日以降は、平日の午前8時30分～午後5時15分に予約を受け付けます。

(3)注意点について

- ①先着予約の場合、使用料は申し込んだ時点で発生します(電話を含む)。「予約のキャンセル」等は抽選予約と同じく、使用者側の都合による場合は、使用料の減額・免除に應じることはできません。
- ②先着予約開始日以降、使用日及び使用時間帯の変更が可能です。ただし、使用施設・時間数の変更はできません(使用料に変更がない場合に限り).
- ③先着予約の申込方法は、直接来館か電話のみとなります(FAX、Eメール等は不可)。
- ④電話で申し込んだ後は、使用日の前平日までに来館し、「使用申請書」の記入・提出が必要です。
- ⑤先着予約には、予約の回数制限はありません。
- ⑥小中学校による部活動は、先着予約に申し込むことはできません。

<第3段階>小中学校部活動への無料開放

小中学校の部活動については、市体育施設条例施行規則に基づき、使用料は全額減免となります。予約開始日は学校という特性（学校にも運動場を所持していることなど）を考慮し、使用する日の前日（土日祝日の場合は前平日から）となります。

なお、複数の団体が共用できる施設については、原則占有利用できないほか、1日につき原則4時間までの使用とさせていただきます。（4時間を超える使用の希望がある場合はご相談ください。）

※ ここでの「部活動」とは、明確に『〇〇校〇〇部』と学校の活動であり、保護者会活動などは含みません。

申請の使用代表者は学校長名とし、申請者は部活顧問となります。施設の使用責任は、学校長が負うこととなります。

3 使用料について

施設名	区分		使用料
真木山中央公園 体育施設	野球場	野球場	1時間につき810円
		照明設備	30分につき1,810円
	ゲートボール場（屋外）		1面1時間につき310円 ※市民は無料（営利又は営業目的の場合を除く）
	多目的練習場（屋内）		1時間につき570円
豊浦総合運動施設	多目的グラウンド（屋外）		1時間につき1,100円 ※トラック部分のみの使用は無料
	テニスコート	テニスコート	1面1時間につき320円
	キャンプ場		1人1泊 110円（日帰りは無料）
豊浦体育センター	専用使用	全面使用	1時間につき640円
		半面使用	1時間につき320円
	個人使用（備品は使用不可） ※個人使用による予約はできません。 詳しくは窓口でお問い合わせください。		1名につき1回3時間まで120円

【使用料に関する注意事項】

- (1) 使用料の算定に当たっては、1時間に満たない時間は、1時間（照明設備使用で30分に満たない時間は30分）として計算します。
- (2) 使用料の額及び減免後の使用料の納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てます。
- (3) 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- (4) 使用料は、原則使用する前に納入していただきます。
- (5) 使用料について、返金はいりません（屋外施設における悪天候時等、利用者の責任によらない場合を除きます）。

(6) 次の場合は、上表に規定する金額に加算します。

① 営利又は営業を目的として使用する場合 10割加算

② 市外の個人又は団体が使用する場合 5割加算

ただし、「胎内市・聖籠町の個人又は団体が使用する場合」及び「市内宿泊施設に1泊以上する場合」は加算されません。

※豊浦総合運動施設については、胎内市・聖籠町の相互利用協定の対象外です。

<使用料の減免制度について>

使用団体及び使用目的	減免割合
① 市内の保育園・幼稚園、小・中学校及びそれらが構成する団体が使用する時（保護者会活動は対象外）。	全額減免
② 市内の社会教育関係団体、①以外の学校がアマチュアスポーツ又はレクリエーションのために使用する時	5割減免
③ 子どもを中心とした団体への施設無料開放 ※くわしくは6ページ	全額減免

<社会教育関係団体について>

市には社会教育認定団体という制度があります。社会教育認定団体は、市内の体育施設において使用料が5割減免となります。

<認定の条件>

- (1) 団体の構成員が5人以上であり、責任者として成人を含んでいること。
- (2) 会則又は規約を有すること。
- (3) 団体意思を決定し、及び執行し、団体を代表する機構又は機関を有すること。
- (4) 自ら経理し、監査する等の機構を有すること。
- (5) 団体活動の本拠として事務所を市内に有すること。
- (6) 社会教育(体育・レクリエーション等を含む)の振興に寄与するものと認められる団体であること。
- (7) 政治・宗教・営利事業を目的としない団体であること。

<認定を受けるには>

新発田市社会教育認定申請書に名簿、会則又は規約、予算書・決算書、事業計画、その他参考となる資料)を添えて提出してください。

認定された後は、2年に1度、更新の手続きが必要です。

<提出先>

新発田市生涯学習課(生涯学習センター内) 中央町5-8-47 ☎26-7191

(申請書は豊浦地区公民館にも設置しています。)

<子どもを中心とした団体への施設無料開放について>

① 無料開放の対象施設について

- ・ 体育センター
- ・ 多目的練習場
- ・ 野球場
- ・ 多目的グラウンド（屋外）
- ・ テニスコート（屋外）

- ・ 公民館大ホール（「豊浦地区公民館のご予約方法と料金について」をご覧ください）

※1 キャンプ場、屋外ゲートボール場は対象外です。

※2 有料の照明設備を使用する場合（野球場）は、照明使用料のみ有料となります。

② 無料開放の対象となる予約について

抽選予約（使用月の3カ月前）以降の、どの予約に対しても適用されます。

③ 施設の無料開放を利用するには

(1) 無料開放を利用できる団体について

●市内幼稚園・保育園・小学校・中学校 ※1 市立、私立は問いません。 ※2 保護者会活動はここに含まれません。 ※3 部活動については、4ページをご覧ください。	●市スポーツ協会
	●市子ども会連合会
	●市スポーツ少年団
	●NPO 法人市総合型地域スポーツクラブ（とらい夢）

無料開放が利用できるのは、次の条件をすべて満たす団体とします。

- ① 上記表の団体、またはその直属の団体であること。
あるいは、社会教育認定団体であること。（社会教育認定団体の、直属の団体は該当しない。）
- ② 団体構成員を概ね10名以上とし、子どもは半数以上であること。
※「子ども」とは、中学生以下の方を指します。
- ③ 指導者や保護者など、責任のとれる成人が同伴していること。

(2) 施設の使い方、使用時間、予約方法の条件について

- ① 使用目的が「日常の活動」であることを原則とします。
※スポーツ団体の場合は「通常の練習」（他団体との練習試合は不可）、子ども会の場合は「遊び」などを「日常の活動」と見なします。
- ② 無料となるのは、1日につき4時間まで（超えた場合、延長分のみ有料となります）。
- ③ 複数の団体が共用できる施設は、できるだけ他団体との共用をお願いします。
 - ・ 多目的グラウンドはトラックの開放を原則とします。
 - ・ テニスコートは少なくとも1面を空けることを原則とします。
 - ・ 体育センターについては、競技種別や使用人数等の理由がない限り、半面で使用願います。

(3)その他

① 施設の予約管理に悪影響を及ぼす行為について

『予約を入れておいたまま使用しない』、『使用直前のキャンセルを何度も行う』、『時間を多く残したまま中断する』など、施設管理に悪影響を及ぼす行為を繰り返す団体には、無料開放の取り消しなどのペナルティを科す場合があります。

② 豊浦地区以外の体育施設の無料開放について

豊浦地区のほか、五十公野、加治川地区等にも無料開放を行っている体育施設があります。無料開放の条件は施設によって異なりますので、使用・予約方法は各施設へお問い合わせください。



<スポーツツーリズムによる使用料の市外加算免除について>

市外の方が施設を使用する場合、使用料(市内料金)の5割に相当する額が加算されますが、市内宿泊施設に一泊以上された場合は、市内料金でご使用いただけます。

